

## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱

### 1 指定申請等

#### (1) 申請

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年鳥取県規則第 22 号。以下「細則」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書等を知事に提出するものとする。

#### ア 病院又は診療所

- (ア) 指定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定申請書（細則様式第 11 号）
- (イ) 経歴書（様式 1 - 1）
- (ウ) 医師免許証の写し
- (エ) 臨床実績証明書等
  - a じん臓に関する医療を担当しようとする場合にあつては、様式 1 - 2 の証明書
  - b 小腸に関する医療を担当しようとする場合にあつては、様式 1 - 3 の証明書
  - c 心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を担当しようとする場合にあつては、様式 1 - 4 又は様式 1 - 5 の証明書
  - d 肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を担当しようとする場合にあつては、様式 1 - 6 又は様式 1 - 7 の証明書
  - e 歯科矯正に関する医療を担当しようとする場合にあつては、様式 1 - 8 の証明書
- (オ) 担当する医療に関連のある論文のうち、主論文及び副論文の写し
- (カ) (オ)の論文が添付できない場合にあつては、研究内容に関する証明書（様式 1 - 9）
- (キ) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（様式 1 - 10）
- (ク) 健康保険法に規定する保険医療機関であることを証するもの
- (ケ) 誓約書（様式 1 - 11）

#### イ 薬局

- (ア) 指定自立支援医療機関（薬局）指定申請書（細則様式第 12 号）
- (イ) 経歴書（様式 2 - 1）
- (ウ) 薬剤師免許証の写し
- (エ) 調剤のために必要な設備及び施設の概要（様式 2 - 2）
- (オ) 健康保険法に規定する保険薬局であることを証するもの
- (カ) 誓約書（様式 1 - 11）
- (キ) 調剤及び接遇に従事するスタッフの職種及び体制（様式 2 - 3）
- (ク) 薬局の見取り図
- (ケ) 薬局の入口付近の写真

(コ) 薬局の入口付近に段差がある等身体障がい者等に配慮した構造となっていない場合には、構造以外で配慮方針を示すもの

ウ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）（以下「指定訪問看護事業者等」という。）

(ア) 指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）指定申請書（細則様式第 13 号）

(イ) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービス若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービスに従事する職員の定数（様式 3）

(ウ) 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者のうち訪問看護を行う者若しくは指定介護予防サービス事業者のうち介護予防訪問看護を行う者であることを証するもの

(エ) 誓約書（様式 1-11）

## (2) 変更届出

① 指定自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更等があった場合は、細則様式第 14 号により知事に届け出るものとする。

② ①の届出に当たっては、申請書の添付書類に準じた書類を必要に応じて提出するものとする。

## (3) 更新

① 法第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定更新を申請しようとする者は、細則第 10 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を知事に提出するものとする。

ア 病院又は診療所 指定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定更新申請書（細則様式第 13-2 号）

イ 薬局 指定自立支援医療機関（薬局）指定更新申請書（細則様式第 13-3 号）

ウ 指定訪問看護事業者等 指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）指定更新申請書（細則様式 13-4 号）

② ①の申請時において、自立支援医療のために必要な設備又は施設の変更があった等の場合には、必要に応じてその変更を証する書類を添付するものとする。

## (4) 休止等に係る届出

① 指定自立支援医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開した場合は、細則様式第 15 号により知事に届け出るものとする。

② 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条、介護保険法第 77 条第 1 項若しくは第 115 条の 9 第 1 項又は薬機法（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けた場合は、細則様式第 16 号により知事に届け出るものとする。

(5) 辞退に係る申出

指定自立支援医療機関の指定を辞退しようとする場合は、細則様式第 17 号により知事に申し出るものとする。

2 指定等に係る審査

(1) 指定、変更又は更新に係る審査については、次の①から③までに掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。この場合において、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なH I V感染に関する医療の実施ができる体制及び設備であること。

キ 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保されていること。

ク 指定訪問看護事業者等にあっては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

③ 病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあっては、当該指定自立支援医療機関において、障がいの治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

イ それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

ウ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、ア及びイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件も満たしていること。

(ア) 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

(イ) 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(ウ) 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

(エ) 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

(オ) 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について 20 例以上、経腸栄養法について 10 例以上の臨床経験を有していること。

(カ) 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が 3 例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(キ) 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連性が認められ、かつ、5 例以上の経験を有していること。

(2) 病院又は診療所の指定又は変更に係る審査に当たっては、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(3) 審議会の審査については、心身障害福祉専門分科会指定医師等審査部会で行うこととする。

### 3 通知

(1) 知事は、1 の (1) による申請があった場合は、指定に関する通知を様式 4 又は様式 5 により、速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、指定年月日は、原則として指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

(2) 知事は、1 の (3) による申請があった場合は、指定更新に関する通知を様式 6 又は様式 7 により、速やかに申請者に通知するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日以後の指定から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱 1 の (1) の①による手続は、この改正の施行前においても行うことができる。

#### 附 則

この改正は、平成 23 年 2 月 24 日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 - 1

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名		生年月日	
現 住 所					
関係学会 加入状況					
年 月 日	任 免 事 項	師事した指導者の氏名、学位論文名 又は学会に提出した論文名			

注 最終学歴から現在に至るまでについて詳細に記載すること。次の事項は必ず記載すること。

ア 最終学歴における専攻科名

イ 医師免許取得後に、担当する医療について大学、病院等で研修をした場合には、その研修をした機関名、期間及び師事した指導者の氏名

ウ 学位論文又は学会に提出した論文で担当する医療に関連のあるものがある場合には、その論文名

人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

医療機関名  
氏 名

㊞

1 専門研修

(1) 研修期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

(2) 医療機関及び指導医

2 臨床実績

期 間	患者数	回数	医療機関名等
年 月 ~ 年 月	人	回	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

3 透析療法従事職員研修受講の有無

- (1) 有 ( 年度研修)  
(2) 無

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名  
氏 名

㊞



中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書

医療機関名		主たる担当 医 師 名	
医療機関名	期 間	症 例 数	備 考
	年 月 日 ~ 年 月 日 ~	中心静脈栄養法 ( )	
	~	( )	
	~	( )	
	年 月 日 ~ 年 月 日 ~	経腸栄養法	
	~		
	~		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

Ⓜ

注

- 1 「医療機関名」の欄は、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」の欄は、小腸に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「症例数」の欄は、各期間に対応する症例数を直近時から遡って記載し、既定の症例数（中心静脈栄養法 20 例以上、経腸栄養法 10 例以上）を超える症例数になるまで記載すること。この場合においては、患者の性別、年齢、期間等の一覧表を添付すること。
- 4 中心静脈栄養法の症例数は、全体数を括弧外に、在宅中心静脈栄養法によるものを括弧内に記載すること。  
 なお、記載に当たっては、次の点に注意すること。  
 (1) 同一症例に対し断続的に繰り返し行った場合は、その都度、症例と数えて差し支えないこと。  
 (2) 中心静脈栄養法を開始した時点からその中心静脈栄養法の終了した時点までが 10 日間以上のものを症例として計上すること。この場合において、カテーテル感染によりカテーテルを抜去し、その日又は翌日に再挿入した場合は 1 回とみなし、複数の症例として計上しないこと。

様式 1 - 4

心臓移植術及び心臓移植後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関名		主たる担当医師名	
期 間	症 例 数	実施医療機関名等	備 考
年 月～ 年 月		心臓移植術 病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		HP (国名)	
年 月～ 年 月		心臓移植術後の抗免疫療法 病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		HP (国名)	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名  
氏 名

Ⓜ

注

- 「医療機関名」の欄は、正式名称を記載すること。
- 「主たる担当医師名」の欄には、心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 「期間」、「症例数」の欄には、「主たる担当医師名」の欄に記載した医師が、これまでに心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。  
また、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設で心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。
- 「実施医療機関名等」の欄には、これまでに心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関等を記載すること。なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）

連携する 医療機関名		連携する 医師名	
期 間	症 例 数	実施医療機関名等	備 考
年 月～ 年 月		心臓移植術 病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		HP	(国名)
年 月～ 年 月		心臓移植術後の抗免疫療法 病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		HP	(国名)
連携する医師の経歴書	生年 月日		学 位
年月日	任免事項	師事した指導者名、学位論文名又は学会論文名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名  
氏 名



注

- 「医療機関名」の欄は、正式名称を記載すること。
- 「連携する医師名」の欄には、心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 「期間」、「症例数」、「実施医療機関名等」の欄には、「連携する医師名」に記載した医師が、これまでに心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名について

も記載すること。

様式 1 - 6

肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関名		主たる担当 医師名	
期 間	症 例 数	実施医療機関名等	備 考
年 月～ 年 月		肝臓移植術 病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		HP	(国名)
年 月～ 年 月		肝臓移植術後の抗免疫療法 病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		HP	(国名)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

注

- 「医療機関名」の欄は、正式名称を記載すること。
- 「主たる担当医師名」の欄には、肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 「期間」、「症例数」の欄には、「主たる担当医師名」に記載した医師が、これまでに肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。

また、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設で肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。

- 「実施医療機関名等」欄には、これまでに肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関等を記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

様式 1 - 7

肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）

連携する 医療機関名		主たる担当 医師名	
期 間	症 例 数	実施医療機関名等	備 考
年 月～ 年 月		肝臓移植術 病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		HP (国名)	
年 月～ 年 月		肝臓移植術後の抗免疫療法 病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		病院	
年 月～ 年 月		HP (国名)	
連携する医師の経歴書	生年月日	学位	
年月日	任免事項	師事した指導者名、学位論文名又は学会論文名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

注

- 「医療機関名」の欄は、正式名称を記載すること。
- 「連携する医師名」の欄には、肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 「期間」、「症例数」、「実施医療機関名等」の欄には、「連携する医師名」の欄に記載した医師が、これまでに肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

口蓋裂の歯科矯正に関する臨床実績証明書

医療機関名		主たる担 当 医師名	
医療機関名	期 間	症 例	備 考
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

Ⓜ

注

- 1 「医療機関名」の欄は、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」の欄は、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師の氏名を記載すること。
- 3 「症例」の欄は、各期間に対応する症例を直近時から遡って記載し、5例以上の症例数になるまで記載すること。この場合において、同一症例に対し断続的に繰り返し行った場合は、その都度、症例と数えて差し支えないこと。
- 4 備考欄には年齢、性別を記載すること。

研究内容に関する証明書

医療機関名  
氏 名

㊞

1 研究テーマ

2 研究の内容別期間等

(1) 教室における臨床実習

自 年 月 日

月間 (1 週 日 時間)

至 年 月 日

(2) 教授指導下での教室外における臨床実習

自 年 月 日

月間 (1 週 日 時間)

至 年 月 日

3 その他の研究内容を明らかにするために必要な事項

(主論文)

(副論文)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

大学名  
氏 名

㊞

自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要

	品 目	数量	品 目	数量
設 備 (主要なもの)				
体 制				
	職 種 (医師、看護師、事務等)	人 数	備 考 (常勤、非常勤等)	
診療時間等				



誓 約 書

当医療機関は、以下の内容を遵守し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関として患者の診療に当たることを誓約します。

- 1 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号）及び指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療を行うこと。
- 2 患者又はその家族の要望に応じて各種医療制度及び福祉制度の紹介、説明、カウンセリング等を実施すること。

年 月 日

医療機関名  
氏 名

Ⓜ

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名		生年月日	
現 住 所					
最終学歴					
主たる 職 歴					

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	別添のとおり	調剤室の面積	
主たる設備	品 目		数 量

注 「主たる設備」の欄は、薬局等構造設備規則に定める設備以外のものがある場合に、その主たるものを記載すること。

様式 2 - 3

調剤及び接遇に従事するスタッフの職種及び体制

職 種	人 数	備 考

注

- 1 「職種」の欄は、医師、薬剤師、看護師、事務等の別を記載すること。
- 2 備考欄は、常勤、非常勤等の別を記載すること。

様式 3

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービス若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービスに従事する職員の定数

職 種	定 数

注 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
・ 指定訪問看護事業者  
・ 指定介護予防サービス事業者 } 様

職 氏名 ⑩

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による  
指定自立支援医療機関の指定について（通知）

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、その内容を審査した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 指定年月日 年 月 日

2 指定内容

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類

3 主として担当する医師、名称、所在地等法第 64 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 63 条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。

4 指定の更新をする場合、法第 60 条の規定に基づき、年 月 日までに指定の更新を受けること。

5 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号）により自立支援医療（育成医療・更生医療）の適切な実施に努めること。

(裏面)

## 教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

※この教示は、条件を付して指定する場合等、申請どおりに指定しない場合に記載する。

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
・ 指定訪問看護事業者  
・ 指定介護予防サービス事業者

} 様

職 氏名 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による  
指定自立支援医療機関指定申請の却下について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、申請内容を審査した結果、指定しないこと  
としましたので通知します。

記

開設者の氏 名又は名称	開設者の 住所	指定自立支援医療 機 関 の 名 称	指定自立支援医療機関 の所在地	自立支援医 療 の 種 類	理 由

教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、  
鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、  
鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起するこ  
とができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日か  
ら起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知  
った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処  
分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日  
から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する  
裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



番 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
・ 指定訪問看護事業者  
・ 指定介護予防サービス事業者 } 様

職 氏名 ⑩

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の更新について（通知）

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、その内容を審査した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定により、下記のとおり更新します。

記

- 1 更新年月日 年 月 日
- 2 更新内容

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類

- 3 主として担当する医師、名称、所在地等法第 64 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 63 条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 4 指定の更新をする場合、法第 60 条の規定に基づき、年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 5 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号）により自立支援医療（育成医療・更生医療）の適正な実施に努めること。

(裏面)

## 教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

※この教示は、条件を付して指定する場合等、申請どおりに指定しない場合に記載する。

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
・ 指定訪問看護事業者  
・ 指定介護予防サービス事業者 } 様

職 氏名 ⑩

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関指定更新申請の却下について（通知）

年 月 日付けで申請のあったことについて、申請内容を審査した結果、更新しないこととしましたので通知します。

記

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	理 由

教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。